

基本目標11

みんなで育みあうためのしくみづくりの推進

1 動向と課題

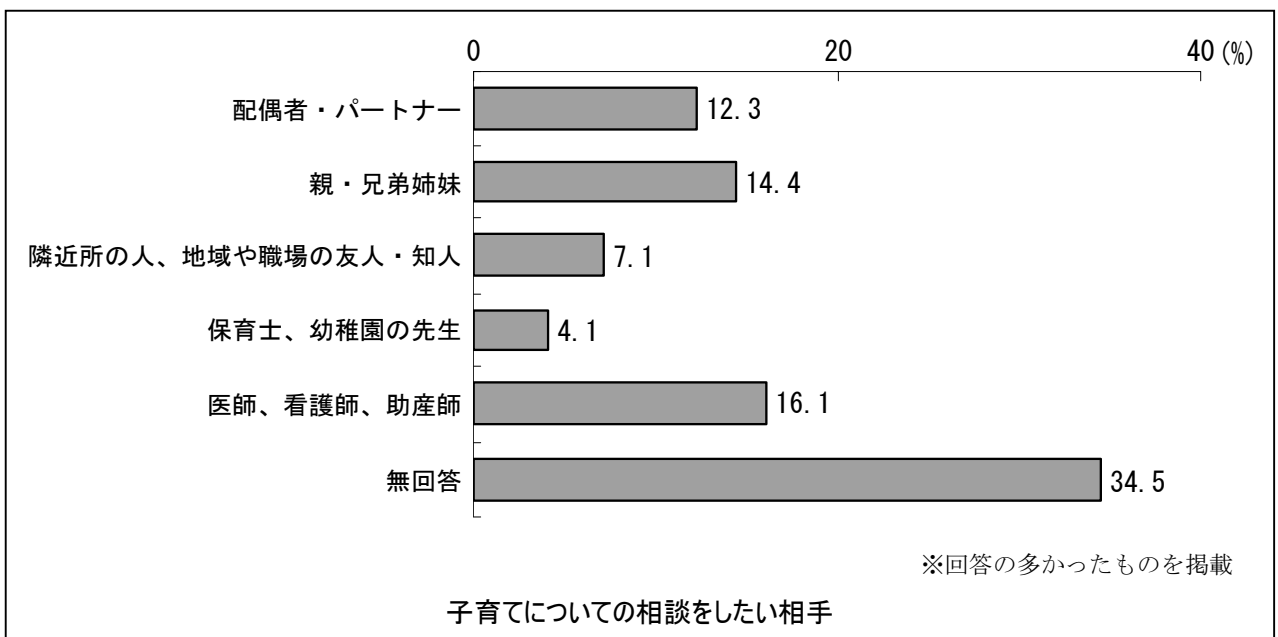
本市では、育児不安、虐待、非行、不登校等様々な問題を抱えている子どもや家庭に対して、保健所、福祉事務所、青少年相談センター等の各種機関が相談、支援を行ってきました。

しかしながら、子育てについての悩みを相談したい相手について尋ねたアンケート調査では、「医師、看護師、助産師」（16.1%）が最も多く、次いで、「親・兄弟姉妹」（14.4%）、「配偶者・パートナー」（12.3%）の順となっており、「保健所」等の行政サービスや窓口は軒並み低い状況でした。

こうしたことから、今後はより利用しやすい相談体制とするために、子どもや保護者に関わる総合的な相談や支援ができる窓口の整備や、相談員の資質の向上に努めるなど、相談体制を充実することが必要です。

また、現在、子育て家庭では、様々なかたちで子育て情報を得ることができますが、このことが逆に不安感を助長する一面もあることから、適切な子育てに関する情報をいつでもどこでも手軽に入手できるよう、子育て支援情報の充実が求められています。そして、このような情報提供は、保育や教育の質を確保する観点からも取組みを進めることが望まれます。

一方、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するためには、行政だけでなく、市民一人ひとりが地域全体で子育てを支援するという意識をもち、連携・協力して取り組むことが大切です。このため、行動計画の実施状況を把握・点検するためのしくみづくりや、地域ぐるみで子育て・子育てを応援するしくみづくりなどを、市民と行政が協働して進めることが必要です。



2 数値目標

NO.	事業名	指標	現状	目標値
			平成16年度	平成21年度
477	児童虐待防止対策のセンター的な役割を担う機関の設置	設置数	—	1か所
483	子育てマガジンの発行	発行回数	—	年2回

3 施策の方向と具体的な事業

(1) 計画の実施状況を市民との協働により把握・点検するための機関の設置

- 行動計画を総合的かつ効果的に推進するため、学識経験者や公募市民等で構成される地域協議会を設置し、計画の実施状況を把握・点検するとともに、市民の意見を計画の推進に反映させます。

NO.	事業名	実施年度					事業概要
		H17	18	19	20	21	
475	新規 (仮称)相模原市次世代育成支援対策地域協議会の設置	設置					公募市民や学識経験者、関係機関からなる「(仮称)相模原市次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、計画の実施状況の把握・点検を継続的に行う。

(2) 子どもとその家庭に関わる総合相談体制の整備

- 子ども自身や子育て家庭からのあらゆる相談に応じるとともに、児童虐待防止対策のセンター的な役割を担う機関を市に設置します。

NO.	事業名	実施年度					事業概要
		H17	18	19	20	21	
476	女性相談事業の実施						ソレイユさがみ女性相談において、子育てを含む女性の様々な相談を行う。(再掲)
477	新規 児童虐待防止対策のセンター的な役割を担う機関の設置	設置					子ども自身や子育て家庭からのあらゆる相談に応じるとともに、児童虐待防止対策のセンター的な役割を担う機関として、市にこども家庭支援センターを設置する。(再掲)
478	母子(父子)相談事業の実施						母子自立支援員が母子家庭の母や父子家庭の父の自立や生活支援などの相談に応じ、また、母子寡婦福祉資金の貸付申請指導も行う。(再掲)
479	婦人相談事業の実施						婦人相談員を配置し、女性の様々な悩みごとの相談相手となり、助言などを行う。(再掲)

480	青少年教育相談事業、青少年相談事業の推進							不登校、養育不安等の「教育相談」や家出、無断外泊、不良交友等の「青少年相談」について電話や来所相談を行う。(再掲)
481	ヤングテレホン相談の実施							青少年の抱えている悩み、不安等について、青少年本人、または、その保護者からの電話相談に応じる。(再掲)

(3) 子育てに関する情報の提供

- 子育て関連情報を紹介するため、市民の意見を聴きながら子育て情報誌を作成するとともに、子育てホームページの充実を図り、子育て情報の提供に努めます。
- 多様な子育てサービス情報を一元的に把握する「子育て支援総合コーディネーター」を配置し、利用者への情報提供や利用援助等の支援を充実します。

NO.	事業名	実施年度					事業概要
		H17	18	19	20	21	
482	新規 「子育て支援総合コーディネーター」の配置			検討・実施			子どもと家庭に関する様々な相談に対応する家庭児童相談員を増員し、多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握するとともに、利用者への情報提供や利用援助等を行う。
483	新規 子育てマガジンの発行			実施			各種の育児、子育て支援サービス等の情報や乳幼児とその親が外出する際の遊び場、授乳等の情報が、子育て中の保護者に提供されるよう、子育てマガジンを発行する。
484	インターネットによる子育てに関する情報提供の推進						市ホームページの内容の充実を図るとともに、神奈川県が提供する情報システムとの連携を図る等により、子育てに関する情報の提供を推進する。
485	保育所機能を活用した育児情報の一元化・ネットワーク化の推進 (地域子育て支援センター事業)						子育て支援情報の一元化と関係機関とのネットワーク化、育児関連ホームページの構築等を拡充する。(再掲)
486	公民館等で行う子育て学習講座の充実						公民館や総合学習センターにおいて、子育てや家庭教育に関する学習機会を提供する。(再掲)
487	新規 家庭教育の推進			実施			小・中学校PTA連絡協議会に委託し、ブロック単位で子育てや家庭教育に関する学習機会を提供する。(再掲)
488	広報誌「てんとうむし」の発行						広報誌「てんとうむし」を通じて、青少年の問題行動への対応の仕方や予防的な取組みのあり方等について、広く市民や学校関係者の啓発を図る。(再掲)

(4) 保育や教育の質の確保

- 保育所、幼稚園及び学校に関わるすべての職員の専門性を高めるとともに、資質の向上を図るため、研修事業を充実します。
- 保育所、学校等の子ども関連施設の運営においては、利用者が必要とする情報の的確な提供や、サービスの質についての公正かつ適切な評価のためのしくみづくりについて検討します。

NO.	事業名	実施年度					事業概要
		H17	18	19	20	21	
489	こどもセンター、児童館、児童クラブ指導員研修の充実						こどもセンター、児童館及び児童クラブ指導員を対象に、子どもと接するうえで必要な事項や専門的な知識を習得するための研修を行い、指導員の資質の向上を図る。
490	保育士研修の充実						保育士に対する研修を充実し、保育所等の保育施設における保育の質の向上を図る。
491	保育者の育成支援の推進 (地域子育て支援 ² 外-事業)						認可外保育施設との交流や研修を通じて、保育者の育成支援を行う。(再掲)
492	障害児担当者研修会の開催						子どもの環境を整えることを目的に保育所、幼稚園、学校の職員をはじめ関係者を対象に、障害児保育に必要な専門的な知識及び技術に関する研修を行う。(再掲)
493	幼稚園職員療育研修の推進						幼稚園の職員に対する実施研修として、第一陽光園、第二陽光園の療育を経験し、障害児への理解を深めるための研修を行う。(再掲)
494	幼稚園教育振興補助事業の推進						幼稚園の教育研究・研修経費等を補助対象とする「幼稚園教育振興補助金」制度を継続して実施する。(再掲)
495	教職員の研修の充実						教職員の経験年数に応じた「基本研修」を中心に、専門性の向上や得意分野を伸ばすための自己啓発を支援する「専門研修」や本市教育の抱える課題等の解決を支援する「課題研修」、派遣研修等の「特別研修」の、4本を柱として実施する。(再掲)
496	児童生徒理解講座の開催						小・中学校の教員を対象として、児童生徒理解について研修を行い、教員としての専門性の向上を図る。(再掲)
497	幼稚園・保育所・小学校の連携の推進						小学校教諭の幼稚園、保育所派遣研修の継続実施及び園児・児童や教員の交流を推進するとともに、幼稚園教諭、保育士の小学校への派遣研修について検討、実施する。(再掲)
498	新規 保育所における第三者評価の推進		検討・実施				保育内容の充実と利用者の施設選択に資するため、保育所における第三者評価の受検を推進する。
499	保育所等指導監査の実施						社会福祉法及び児童福祉法の規定に基づき、保育所、社会福祉法人及び認可外保育施設の運営が、法令等に違反することなく適正に実施されているかを監査・監督し指導する。(再掲)

合計 321事業 (うち、新規事業37、再掲分を除く)